

秋田市工事成績評定要領

〔平成27年 3 月 31 日〕
市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要領は、市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 条 評定は、原則として一件の契約金額が150万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、応急工事、緊急工事および機械器具設置工事等で、比較的工期の短いものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、技術の担当総括者（以下「監督員等」という。）および検査員とし、評定者には次の各号に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 監督員 当該工事を監督する担当職員
- (2) 技術の担当総括者 工事担当課の職員で、原則として当該工事の内容を把握する課長補佐級以上のもの
- (3) 検査員 専門検査員又は指定検査員

（評定の方法）

第 4 条 評定は、別に定める工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表等（別紙 1 から別紙 9 まで）を用いて、秋田市工事成績評定表（様式第 1 号。以下「評定表」という。）および細目別評定点採点表（様式第 2 号）によって行うものとする。

- 2 評定を行う場合は、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定を行うものとする。

（評定の時期）

第5条 評価は、監督員等にあつては当該工事が完成したとき、検査員にあつては当該工事における秋田市建設工事検査規程（昭和56年秋田市訓令第6号）第3条に定める検査を実施したとき（同条第5号に定める検査を実施する場合を除く。）に、それぞれ行うものとする。

（評価表の作成等）

第6条 評価者は、評価を行ったときは、速やかに評価表を作成するものとする。

2 監督員等である評価者は、当該工事の評価表を原議に添付の上、所管課所室長および所管主管部局長を経由し、検査員である評価者に提出するものとする。

3 検査員である評価者は、前項の規定により提出された評価表に自己の評点を記入し、評価点を合計の上、工事検査室長および総務部長を経由し、総務部契約課長（以下「契約課長」という。）にこれを提出するものとする。

（評価結果の通知）

第7条 市長は、評価者から評価表の提出があつたときは、当該工事請負業者に対して、評価の結果を評価結果通知書（様式第3号）により、遅滞なく通知するものとする。ただし、評価の結果を市ホームページに掲載する場合は、通知を省略できるものとする。

（評価の修正）

第8条 評価者は、前条の規定による通知をした場合において、当該評価を修正する必要があると認めるときは、これを修正し、その旨を前条の通知書により通知するものとする。

2 前条ただし書の規定により評価結果に係る通知を省略し、市ホームページに掲載した場合において、当該評価結果を修正する必要があると認められるときは、その旨を市ホームページに掲載するものとする。

（説明の求め等）

第9条 第7条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、工事担当課長に対し、評価結果について書面（評価結果に係る求説明書。様式第4号）により説明を求めるこ

とができる。

- 2 工事担当課長は、前項の説明をしようとする場合は、総務部工事検査室長（以下「工事検査室長」という。）に意見を求めることができる。
- 3 工事担当課長は、前項の意見を考慮した上で、当該求説明書の提出があった日から起算して14日以内に、求説明に対する回答書（様式第5号）により回答するものとする。
- 4 第1項の規定による説明の求めについては、第7条および前条第2項における通知に記載し、又は市ホームページに記載することにより周知を図るものとする。

（再説明の求め）

第10条 前条第3項の規定による回答を受けた者は、当該回答書が届いた日から起算して7日以内に、市長に対して書面（評定結果に係る求再説明書。様式第6号）により再説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による再説明の求めに対しては、当該求めのあった日から起算して14日以内に、再説明の求めに対する回答書（様式第7号）により回答するものとする。
- 3 前項の規定による回答をしようとするときは、第13条の秋田市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができるものとする。

（評定結果の公表）

第11条 評定結果は、契約課長が指定する閲覧場所において、第7条の評定結果通知書の写しを閲覧に供し、又は評定結果を市ホームページに掲載する方法により遅滞なく公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、当該公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

- 3 第8条の規定により評定を修正した場合は、第1項の規定を準用する。

（期限の延長）

第12条 第9条第1項本文ならびに第10条第1項および第2項の規定による期限が本市の休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、当該市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(秋田市工事成績評定評価委員会)

第13条 次の各号に定める事項を審議するため、秋田市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 評定結果に係る求再説明書が提出された場合に、意見を述べること。
- (2) 評定結果の通知に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(委員会の構成等)

第14条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 委員長 総務部長

(2) 委員 次の者をもって充てる。

ア 審議の対象となっている工事を所管する部局長、課所室長および技術の担当総括者又はこれに準ずる者

イ 工事検査室長

ウ 当該事業を所管する課所室長および課長補佐又はこれらに準ずる職にある者

エ 契約課長

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、他の委員に表決を委任することができる。

5 委員会を構成する者のうち、当該審議の対象となっている工事の評定者については、当該工事の審議を行う委員会の議事に加わることができない。

(会議)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務部契約課において行うものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の秋田市工事成績評定要領の規定によりなされている届出、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

(秋田市工事成績評定評価委員会設置要領の廃止)

- 3 秋田市工事成績評定評価委員会設置要領（平成16年7月8日収入役室長室長決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日以前に契約した工事については、なお従前の例による。